

食品アクセス総合対策事業

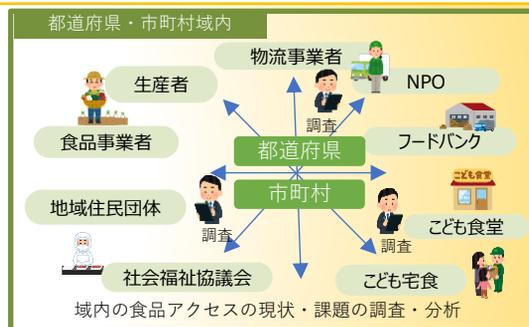
食品アクセス確保の推進に向けた体制づくりのうち、地域の体制づくりに向けた現状・課題の調査・分析

【事業目的】

地方公共団体や食品事業者、フードバンク、子ども食堂、社会福祉協議会等の地域の関係者が連携して食品アクセスの確保に取り組む体制づくりに向けて、地域における食品アクセスに関する現状・課題の調査・分析を支援します。

【事業内容】

1. 地域における食品アクセスに関する現状・課題の調査
2. 地域における食品アクセスに関する助言・分析



【補助事業者】

都道府県、市町村

【事業期間等】

実施時期

補助率

1年間

定額（上限:300万円/か所）

【補助対象経費】

1. 地域における食品アクセスに関する現状・課題の調査

食品アクセスの確保に向けて、地域の実情や、食品事業者等の食品ロスの活用状況等を調査する取組を支援します。

【事業例】

- 地域の食品事業者等における食品ロスの活用状況を調査する場合
- 地域内の食品事業者とフードバンク・子ども食堂等のマッチングの現状・ニーズを調査する場合
- 地域における買物困難者等の割合やその原因を調査する場合 など

・食品アクセスに関する調査経費

調査員謝金、調査員旅費、資料作成費、通信運搬費、消耗品費

2. 地域における食品アクセスに関する助言・分析

1. の調査結果を踏まえ、有識者からの助言や外部団体による分析を行い、課題を整理する取組を支援します。

・食品アクセスに関する助言・分析経費

講師謝金、講師旅費、消耗品費、印刷製本費、通信運搬費、会場借料、役務費

【お問い合わせ先】

農林水産省消費・安全局消費者行政・食育課
電話 03-3502-5723（直通）

円滑な食品アクセスの確保

検索

【よくある質問：共通】

Q 1 どこに申請すればよいですか。

A 1
申請者の主たる事務所が所在する都道府県の管轄区域の地方農政局等に申請してください。各地方農政局等の担当・連絡先については、以下をご覧ください。

(申請先)

地方農政局等	管轄区域	住所・電話番号
北海道農政事務所 消費・安全部 消費生活課	北海道	北海道札幌市中央区南22条西6-2-22 (エムズ南22条第2ビル) 電話：011-330-8813 (直通)
東北農政局 消費・安全部 消費生活課	青森県、岩手県、宮城県、 秋田県、山形県、福島県	宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 (仙台合同庁舎) 電話：022-221-6095 (直通)
関東農政局 消費・安全部 消費生活課	茨城県、栃木県、群馬県、 埼玉県、千葉県、東京都、 神奈川県、山梨県、長野県、 静岡県	埼玉県さいたま市中央区新都心2-1 (さいたま新都心合同庁舎2号館) 電話：048-740-0095 (直通)
北陸農政局 消費・安全部 消費生活課	新潟県、富山県、石川県、 福井県	石川県金沢市広坂2-2-60 (金沢広坂合同庁舎) 電話：076-232-4227 (直通)
東海農政局 消費・安全部 消費生活課	岐阜県、愛知県、三重県	愛知県名古屋市中区三の丸1-2-2 電話：052-223-4651 (直通)
近畿農政局 消費・安全部 消費生活課	滋賀県、京都府、大阪府、 兵庫県、奈良県、和歌山県	京都府京都市上京区西洞院通下長者町下る丁子 風呂町 (京都農林水産総合庁舎) 電話：075-414-9771 (直通)
中国四国農政局 消費・安全部 消費生活課	鳥取県、島根県、岡山県、 広島県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県	岡山県岡山市北区下石井1-4-1 (岡山第2合同庁舎) 電話：086-224-9428 (直通)
九州農政局 消費・安全部 消費生活課	福岡県、佐賀県、長崎県、 熊本県、大分県、宮崎県、 鹿児島県	熊本県熊本市西区春日2-10-1 (熊本地方合同庁舎) 電話：096-300-6121 (直通)
内閣府沖縄総合事務局 農林水産部 食料産業課	沖縄県	沖縄県那覇市おもろまち2-1-1 (那覇第2地方合同庁舎2号館) 電話：098-866-1673 (直通)

Q 2 成果目標について、具体的に何を設定すればよいでしょうか。

A 2
成果目標については、地域における円滑な食品アクセスの確保に寄与する成果目標をご記入ください。例えば、
・食品アクセスの確保に向けた地域の体制づくりを行うに当たって、地域の関係者を幅広く把握・整理するとともに、関係者に提示共有すべき地域の現状や課題を調査するなど考えられます。